



厚生労働大臣指定講座

# 一般教育訓練給付制度 利用ガイド

2024年4月1日



# C ontents

一般教育訓練給付制度とは .....	P2
給付制度をご利用いただける方について .....	P2.3
支給額 .....	P3
受給資格について .....	P4
申込について／受講／修了認定基準 .....	P5
修了後の支給申請方法について／ハローワーク一覧 .....	P6
支給申請期間 .....	P7
日建学院の指定講座について .....	P8
よくある質問 Q&A .....	P9

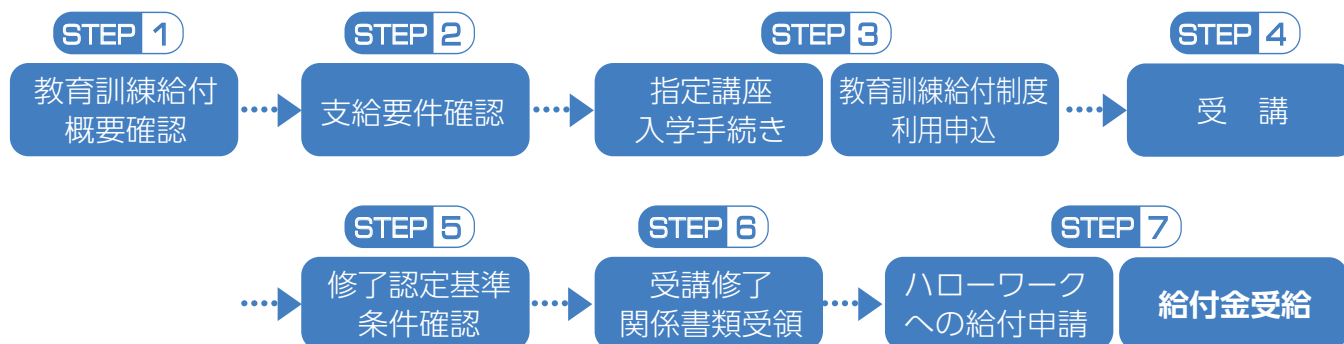
この利用ガイドには教育訓練給付制度利用に関する重要なお知らせ・注意事項等が記載されています。内容をよく読み、給付金受給まで大切に保管してください。

## 給付金指定講座申し込み時の学費の支払方法について（受講生本人の支払い）

①振込 ②教育ローン ①,②のどちらかのお支払いとなります。

※インターネット申込・決済の場合「クレジットカード」又は「コンビニ決済」での支払いを選択された方も対象となります。

## 教育訓練給付制度申込から受給までのSTEP



入学後の日建学院への利用申込と、講座修了後のハローワークへの給付申請の2つが必要です。









※各STEPの詳細は右頁をご確認ください。

# 一般教育訓練給付制度ご利用の流れ

教育訓練給付制度は、**自己の責任**により申請及び利用するものです。必ず以下の内容をご確認ください。

この利用ガイドは講座修了までご活用ください。詳細は該当ページをご確認ください。

チェック欄  は重要な項目です。詳細を確認して、 を付けてご利用下さい。

<b>STEP 1</b>	<b>概要</b>	教育訓練給付制度とは  P2								
<b>STEP 2</b>	<b>支給要件</b>	給付制度をご利用いただける方について  P2 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"><b>初めて利用する方</b> 雇用保険の一般被保険者であった期間が通算 1 年以上</div><div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"><b>過去に利用したことがある方</b> 前回利用時の受講開始日以降、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算 3 年以上且つ前回の支給決定日より 3 年以上</div></div> <input type="checkbox"/> 受験開始日における受給資格の確認  P4								
<b>STEP 3</b>	<b>申込</b>	申込にあたって  P5 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付制度指定講座への入学手続き（学費納入等） 給付制度をご利用いただけるのは厚生労働大臣が指定した講座のみです。 <input type="checkbox"/> 日建学院 厚生労働省「教育訓練給付制度」利用申込書兼利用確認書を日建学院入学手続き校窓口に提出 ※講座申込時にご提出ください。								
<b>STEP 4</b>	<b>受講</b>	通学・通信講座  P5 修了認定基準を満たす様に計画的に受講してください。								
<b>STEP 5</b>	<b>修了認定基準</b>	<input type="checkbox"/> 対象講座の修了認定基準の項目全てを満たす事が修了の条件となります。  P5 【指定講座を申込後、 <b>途中変更せず最後まで受講</b> すること】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tbody><tr><td style="text-align: center;">通学講座</td><td>①出席率 <b>70%以上</b> ②修了試験において <b>55%以上</b>の正答率</td></tr><tr><td style="text-align: center;">通信講座 A (WEB講座)</td><td>①Web 講義の <b>70%以上</b>の視聴（倍速視聴不可） ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等） ③修了試験において <b>55%以上</b>の正答率</td></tr><tr><td style="text-align: center;">通信講座 B (宅建通信)</td><td>①通信添削 <b>60%以上</b>の提出者 ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等）</td></tr><tr><td style="text-align: center;">通信講座 C (介護福祉士実務者研修)</td><td>①通信添削習得度 <b>C 評価 (70 点) 以上</b> ②スクーリング時の <b>2/3 以上</b>の出席及び習得度 <b>C 評価(70点)以上</b></td></tr></tbody></table>	通学講座	①出席率 <b>70%以上</b> ②修了試験において <b>55%以上</b> の正答率	通信講座 A (WEB講座)	①Web 講義の <b>70%以上</b> の視聴（倍速視聴不可） ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等） ③修了試験において <b>55%以上</b> の正答率	通信講座 B (宅建通信)	①通信添削 <b>60%以上</b> の提出者 ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等）	通信講座 C (介護福祉士実務者研修)	①通信添削習得度 <b>C 評価 (70 点) 以上</b> ②スクーリング時の <b>2/3 以上</b> の出席及び習得度 <b>C 評価(70点)以上</b>
通学講座	①出席率 <b>70%以上</b> ②修了試験において <b>55%以上</b> の正答率									
通信講座 A (WEB講座)	①Web 講義の <b>70%以上</b> の視聴（倍速視聴不可） ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等） ③修了試験において <b>55%以上</b> の正答率									
通信講座 B (宅建通信)	①通信添削 <b>60%以上</b> の提出者 ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等）									
通信講座 C (介護福祉士実務者研修)	①通信添削習得度 <b>C 評価 (70 点) 以上</b> ②スクーリング時の <b>2/3 以上</b> の出席及び習得度 <b>C 評価(70点)以上</b>									
<b>STEP 6</b>	<b>受講修了関係書類受領</b>	<input type="checkbox"/> 修了認定基準を満たしている方に日建学院申請窓口から関係書類一式を送付  P6 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"><b>日建学院申請窓口より送付する書類</b> <input type="checkbox"/> 教育訓練給付金支給申請書 <input type="checkbox"/> 教育訓練修了証明書 <input type="checkbox"/> 領収書もしくはクレジット契約証明書（月日着）</div><div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"><b>ご自身でご用意いただく書類</b> <input type="checkbox"/> 本人・住所確認書類 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証もしくは雇用保険受給資格者証（コピー可） <input type="checkbox"/> ご本人名義の払渡希望金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）書類</div></div>								
<b>STEP 7</b>	<b>支給申請から給付金受給まで</b>	<input type="checkbox"/> ご本人の住所を管轄するハローワークへ修了日の翌日から起算して 1 ヶ月以内に申請  P7 ※修了日が 9 月 8 日の場合、申請期間は翌月の同日（10 月 8 日）までになります。 <input type="checkbox"/> 申請手続きの際に届け出を行った金融機関の口座にハローワークから給付金が振り込まれます。 ※給付金を受給して初めて、教育訓練給付制度を利用したことになります。								

# STEP 1

## 概要

### ■ 一般教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間（支給要件期間）が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）がハローワークから支給されます。

# STEP 2

## 支給要件

受講開始日において次の①または②のいずれかに該当する方で、厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了した方

### ■ 給付制度をご利用いただける方について

#### ①雇用保険の一般被保険者（在職者）

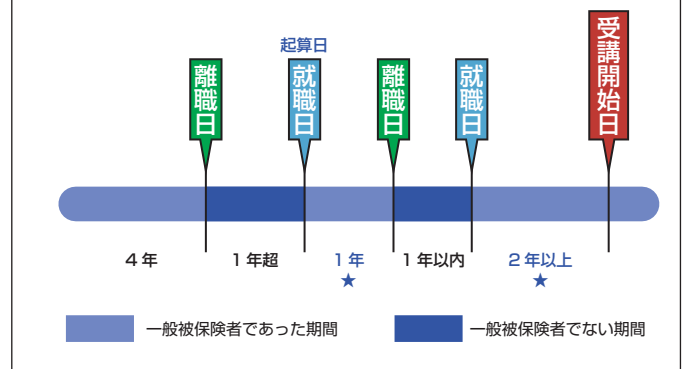
受講開始日現在で在職中の方のうち、雇用保険の一般被保険者である期間が通算して**3年以上**ある方（一度退職して改めて就職した場合、再就職までの空白期間が1年以内であれば、前職の一般被保険者であった期間も通算されます。）ただし、この制度を

**初めて利用する方に限り、一般被保険者**

**期間が1年以上あれば**対象になります。

また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の一般被保険者であった期間は通算されません。このため、過去の受講開始日以降の一般被保険者である期間が3年以上ないと、新たな資格が得られないこととなります。また、前回の教育訓練給付金支給決定日より3年以上経過していることが必要となります。このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行なうことはできません。

(例) 次の場合の支給要件期間は、離職から1年超の空白期間を経て就職した日から起算します。

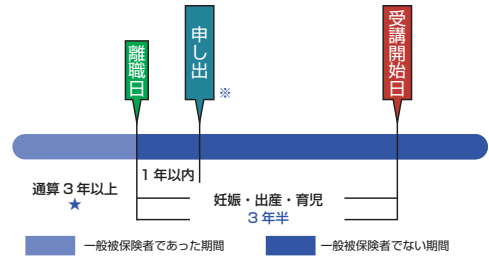


■支給要件期間は、3年に1日でも満たない場合、対象となりませんのでご注意ください。この制度を初めて利用する方に限り、一般被保険者期間が1年以上あれば対象になります。

## ②一般被保険者であった方（離職者）

受講開始日現在で離職中の方のうち、一般被保険者の資格を失った日（離職日の翌日）以降、受講開始日までの期間が1年以内（適用対象期間の延長が行なわれた場合には最大4年以内）であり、さらに一般被保険者当時、一般被保険者であった期間が通算して3年以上ある方。ただし、この制度を初めて利用する方に限り、一般被保険者期間が1年以上あれば対象になります。

(例)結婚退職をして、その後妊娠・出産。育児が落ちついた離職日から3年半後に教育訓練給付制度指定講座を受講した場合。



- 離職日（一般被保険者でなくなった日）から1年以内に「適用対象期間の延長」として妊娠・出産、育児等の理由により教育訓練を遅れて受ける旨をあらかじめ公共職業安定所長に申し出る必要があります。
- 支給要件期間は、3年に1日でも満たない場合、対象となりませんのでご注意ください。ただし、この制度を初めて利用する方に限り、一般被保険者期間が1年以上あれば対象になります。

## ■支給額

入学科+受講料の

**20%**

(上限10万円)

ただし、支給額が4,000円を超えない場合は支給されません。

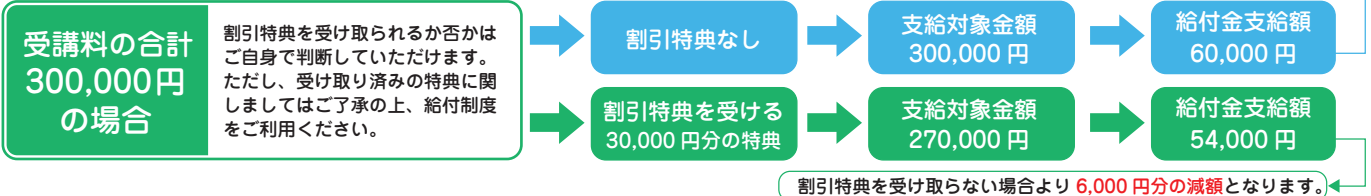
- 講座経費20,005円未満の厚生労働大臣指定講座については、支給額が4,000円を超えないため、教育訓練給付金が支給されませんのでご注意ください。
- 給付金支給申請手続きは、必ず修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に受講者ご自身で行ってください。(例：修了日が9月25日の場合の申請期間は、修了日の翌日9月26日から10月25日までとなります。)

## 割引特典を利用した場合

厚生労働省の指導により教育訓練給付制度ご利用者が指定講座の受講にあたり割引特典を受け取った場合、ハローワークで給付金を支給申請する際に実質的な受講経費の割引として取り扱われます。

ご利用例…特典を受け取る時と受け取らない時の違い

割引特典がない場合支給対象金額の20%がハローワークより支給されます。



## 教育訓練給付制度を利用いただく際の注意点

教育訓練給付制度を適正にご利用いただくため支給申請を行う際は、以下の点について十分ご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学科及び受講料（最大1年分）の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用・受講のための交通費・パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等については含まれません。

**また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学科又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。**

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日ハローワークにより調査を行い確認させていただくことがあります。

- ② 各種割引制度等が適用された場合は、割引等の後の額が教育訓練経費となります。

# ■ 受給資格について

## 支給要件の照会

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、ご自身が受講を希望している講座の受講開始（予定）日現在において、教育訓練給付金の受給資格があるかどうかをハローワーク（公共職業安定所）にて照会することができます。受講開始（予定）日現在で、ご自身の支給要件期間が不明な方やご自身で判断が難しい方は、この照会によってあらかじめ確認してから受講することをお勧めします。

## 受講開始日とは

通学：お申し込み講座の開始日  
 通信(通信・web)：教材受領日

※日建学院では、支給要件を満たしているかどうかの判断はできませんので、受給資格などが不明な方は、必ずハローワークにてご確認ください。

## 照会手続

ハローワークにある「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、本人の住居を管轄するハローワークにご提出ください。照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によって通知されます。なお、提出にあたっては以下の書類も必要となります。

### 本人が提出の場合

本人確認と、住所確認を行うための官公庁が発行する証明書〔運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、住民票の写し、印鑑証明書のいずれか（コピー不可）〕。

### 代理人が提出の場合

上記本人提出の場合に提出する書類の他に、本人からの委任状が必要です。

### 郵送の場合

事故防止のために本人が提出する書類のいずれかのコピー、又は原本の場合は「住民票の写し」が「印鑑証明書」に限られます。

教育訓練給付金支給要件照会票

第2面の注意をよくお読みください。

1. 被保険者番号 (15桁)

2. 姓 (漢字) 3. 名 (漢字)

4. フリガナ (カタカナ)

5. 生年月日 (2次 3期 4等 5令)

6. 指定番号 (13桁)

7. 教育訓練施設の名称

8. 訓練の種類 (一般教育訓練 専門実践教育訓練)

9. 郵便番号

10. 住所 (漢字) ※市・区・郡及び町村名

住所 (漢字) ※丁目・番地

住所 (漢字) ※アパート、マンション名等

上記のとおり教育訓練給付金支給要件について照会します。

電話番号

照会者 氏名

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

注意

1. 支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日を将来の日付で照会した後に、雇職等によって被保険者資格に変動がある場合、また、適用対象期間の延長を受けた期間に変更があった場合や支給要件照会後に適用対象期間の延長措置を受けた場合には、照会結果のとおりにならない場合がありますので十分注意してください。

2. 一般教育訓練について教育訓練給付の支給を受けるためには、支給要件照会を行ったか否かにかかわらず、受講終了日の翌日から1ヵ月以内に、あらかじめ「教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類によって支給申請手続を行うことが必要です。また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。

3. 専門実践教育訓練について教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会を行ったか否かにかかわらず、受講開始日の1ヵ月前までに、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金支給資格確認票」及び確認書類を提出しなければなりません。確認書類の中には、訓練対応キャリア・コンサルティングによる訓練前キャリア・コンサルティングの結果を踏まえて記載した書面等が必要です。その後、公共職業安定所から指定される支給申請期間ごとに、あらかじめ支給申請書及び確認書類によって支給申請手続を行うことが必要です。また、支給要件照会を行わなくても教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金支給資格確認票の提出は可能です。

照会処理年月日 令和 年 月 日

可否 (理由)

通知年月日 令和 年 月 日

理人 運・健 本・代

本人・住所 受・出 住・印 被 郵

2022. 3

## 支給要件を確認するには（記入見本）

### ① 被保険者番号

正確にわからない場合はお勧めの会社のご担当者にご確認ください。

### ② 指定番号

最初の7桁の番号は施設番号です。全て「1320134」となります。後ろの7桁の番号は当利用ガイド（P.8）の給付金指定番号をご参照ください。

### ③ 教育訓練施設の名称

全て「日建学院」とご記入ください。

### ④ 教育訓練講座名

厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて確認するときだけ必要となります。

②～④は未記入でも照会していただけます。

### ⑤ 受講開始(予定)日

日建学院各校受付にお問い合わせください。

## STEP 3

## 申 込

### ■ 申込にあたって

- (1) 教育訓練給付制度指定講座への入学手続き（学費納入等）  
日建学院にて、所定の入学手続きを行ってください。
- (2) 「教育訓練給付制度」利用申請申込  
別紙：[日建学院「一般教育訓練給付制度」利用申込書兼利用確認書](#)を  
[日建学院入学手続き校窓口](#)に提出してください。

## STEP 4

## 受 講

### ■ 通学・通信講座受講の注意事項

修了認定基準を満たす様に計画的に受講してください。

## STEP 5

## 修了認定基準

### ■ 認定基準

教育訓練給付制度の利用にあたり、対象講座を受講しただけでは、講座を修了したことにはなりません。対象講座の修了認定基準の項目全てを満たす事が修了の条件となります。

【指定講座を申込後、**途中変更せず最後まで受講**すること】

通学講座	①出席率 <b>70%以上</b> ②修了試験において <b>55%以上</b> の正答率
通信講座 A (WEB講座)	①Web 講義の <b>70%以上</b> の視聴（倍速視聴不可） ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等） ③修了試験において <b>55%以上</b> の正答率
通信講座 B (宅建通信)	①通信添削 <b>60%以上</b> の提出者 ②来校にてスクーリング受講（公開模擬等）
通信講座 C (介護福祉士実務者研修)	①通信添削習得度 <b>C 評価（70点）以上</b> ②スクーリング時の <b>2/3 以上</b> の出席及び習得度 <b>C 評価(70点) 以上</b>

※上記の条件が満たされない場合は、教育訓練修了証明書の発行が行えない為、支給を受ける事が出来ません。

## ■ 修了後の支給申請方法について

## 講座修了時

修了認定基準の条件を満たして修了された方には、日建学院申請窓口より

- ①「教育訓練給付金支給申請書」
- ②「教育訓練修了証明書」
- ③「領収書」もしくは「クレジット契約証明書」
- ④「教育訓練経費等確認書」

の4点を指定講座の受講修了後送付いたします。

※講座修了後に書類が届かない場合は至急ご連絡ください。

支給申請  
手続き

教育訓練給付金の支給を受ける場合、次のような申請手続きが必要となります。

※支給申請手続きは修了日の翌日から起算して1ヶ月以内です。

## ■ 申請者と申請先

- ①教育訓練給付金の「支給申請」は、教育訓練を受講した本人が受講終了後、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

## ■ 提出書類

## 日建学院申請窓口より送付する書類

- ①教育訓練給付金支給申請書
- ②教育訓練修了証明書
- ③領収書、もしくはクレジット契約証明書
- ④教育訓練経費等確認書

## ご自身でご用意いただく書類

- ⑤本人・住所確認書類  
運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれか（コピー不可です。）
- ⑥払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード  
(申請者本人名義のもの)  
金融機関の確認印を省略することができます。
- ⑦個人番号(マイナンバー)確認書類  
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれか（コピー不可）

- ②2024年2月1日以降の教育訓練給付金の「支給申請」については、電子、郵送または代理人による申請が可能になりました。

※電子申請に関する提出書類等に関しては下記URLより確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001211686.pdf>

※電子申請は「e-Gov 電子申請」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov 電子申請サイト

## ハローワーク(公共職業安定所)一覧

ハローワークインターネットサービス [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/location\\_list.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/location_list.html)

都道府県	名称	電話番号	都道府県	名称	電話番号	都道府県	名称	電話番号
北海道	ハローワーク札幌	011-562-0101	富山県	ハローワーク富山	076-431-8609	大阪府	ハローワーク梅田	06-6344-8609
青森県	ハローワーク青森	017-776-1561	石川県	ハローワーク金沢	076-253-3030		ハローワーク大阪西	06-6582-5271
	ハローワーク八戸	0178-22-8609	東京都	ハローワーク飯田橋	03-3812-8609	兵庫県	ハローワーク神戸	078-362-8609
岩手県	ハローワーク盛岡	019-624-8902		ハローワーク上野	03-3847-8609	岡山県	ハローワーク岡山	086-241-3222
宮城県	ハローワーク仙台	022-299-8811		ハローワーク品川	03-3433-8609	広島県	ハローワーク広島	082-223-8609
秋田県	ハローワーク秋田	018-864-4111		ハローワーク渋谷	03-3476-8609	鳥取県	ハローワーク鳥取	0857-23-2021
山形県	ハローワーク山形	023-684-1521		ハローワーク新宿 西新宿庁舎	03-5325-9593	島根県	ハローワーク松江	0852-22-8609
福島県	ハローワーク福島	024-534-4121		ハローワーク池袋 サンシャイン庁舎	03-5958-8609	山口県	ハローワーク山口	083-922-0043
茨城県	ハローワーク水戸	029-231-6221		ハローワーク立川	042-525-8609	徳島県	ハローワーク徳島	088-622-6305
	ハローワーク土浦	029-822-5124		ハローワーク町田	042-732-8609	香川県	ハローワーク高松	087-869-8609
栃木県	ハローワーク宇都宮	028-638-0369	長野県	ハローワーク長野	026-228-1300	愛媛県	ハローワーク松山	089-917-8609
群馬県	ハローワーク前橋	027-290-2111	岐阜県	ハローワーク岐阜	058-247-3211	高知県	ハローワーク高知	088-878-5320
埼玉県	ハローワーク浦和	048-832-2461	福井県	ハローワーク福井	0776-52-8150	福岡県	ハローワーク福岡中央	092-712-8609
	ハローワーク大宮	048-667-8609		ハローワーク名古屋中	052-582-8171		ハローワーク小倉	093-941-8609
千葉県	ハローワーク千葉	043-242-1181	三重県	ハローワーク四日市	059-353-5566	佐賀県	ハローワーク佐賀	0952-24-4361
	ハローワーク松戸	047-367-8609	滋賀県	ハローワーク大津	077-522-3773	長崎県	ハローワーク長崎	095-862-8609
神奈川県	ハローワーク横浜	045-663-8609	京都府	ハローワーク京都西陣	075-451-8609	熊本県	ハローワーク熊本	096-371-8609
静岡県	ハローワーク静岡	054-238-8609		ハローワーク京都七条	075-341-8609	大分県	ハローワーク大分	097-538-8609
	ハローワーク浜松	053-541-8609	奈良県	ハローワーク奈良	0742-36-1601	宮崎県	ハローワーク宮崎	0985-23-2245
山梨県	ハローワーク甲府	055-232-6060	和歌山県	ハローワーク和歌山	073-425-8609	鹿児島県	ハローワーク鹿児島	099-250-6060
新潟県	ハローワーク新潟	025-280-8609	大阪府	ハローワーク大阪東	06-6942-4771	沖縄県	ハローワーク那覇	098-866-8609

※各都道府県のハローワークを掲載しました。ご自分の住所地のハローワークを調べる際にお役立てください。

給付金支給対象者の照会、給付金支給申請手続きは、原則としてご本人の住所を管轄するハローワークにてお願いいたします。



## ■ 支給申請期間

修了日の翌日から起算して1ヶ月以内

(例：修了日が9月25日の場合の申請期間は、修了日の翌日9月26日から10月25日までとなります。)

## ■ 「教育訓練給付金支給申請書」の記入に際して（記入見本）

「教育訓練給付金支給申請書」は、申請されるご本人自身が記入する書類です。ご記入に際しては「教育訓練給付金支給申請書」の裏面の注意をよくお読みになり、下記の点にご注意の上ご記入ください。

- ①欄・・・ マイナンバーを記載してください。
- ②欄・・・ 雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお、被保険者番号が16桁（2段/上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。

下記の項目については日建学院発行の「教育訓練修了証明書」に記載されています。

- ③欄・・・ 指定番号  
始めの7桁は(1320134)をご記入ください。  
教育訓練施設の名称・教育訓練講座名「教育訓練修了証明書」に記載のとおり転記してください。

- ④欄・・・ 受講開始日・受講修了日
- ⑤欄・・・ 教育訓練経費
- ㊸欄・・・ 払渡希望金融機関指定届の記入について
  - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（郵便局を含む）の名称及び店舗名を記載してください。
  - (2) 「預金（貯金）通帳の記号（口座番号）」欄には、申請者本人名義の普通預（貯）金口座の通帳の記号（口座番号）を記載してください。
  - (3) 金融機関確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関の確認印を金融機関窓口にお受けください。
  - (4) なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳（現物）を提示していただいても差し支えありません（事故防止のため本人来所申請）又は代理人申請の場合に限ります。  
また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

**申請手続きが完了すると、ハローワークより「支給・不支給決定通知書」が交付されます。  
支給決定された教育訓練給付金は「教育訓練給付金支給申請書」中の払渡希望金融機関指定届に記載された受講者本人名義の預貯金口座に振り込まれます。**

# 一般教育訓練給付制度 対象指定講座

(2024年4月1日付)

## (1 級建築士) .....

### 1 級建築士学科本科 通学

給付金指定番号	1320134-1310012-8
対象	1 級建築士学科試験の受験資格がある方
学習期間	約6ヶ月

### 1 級建築士学科本科 Web 通信

給付金指定番号	1320134-2220012-8
対象	1 級建築士学科試験の受験資格がある方
学習期間	約7ヶ月

### 1 級建築士設計製図本科 通学

給付金指定番号	1320134-1220012-8
対象	1 級建築士設計製図試験の受験資格がある方
学習期間	約2カ月

### 1 級建築士設計製図パーフェクト本科 通学

給付金指定番号	1320134-1720012-8
対象	1 級建築士設計製図試験の受験資格がある方
学習期間	約7カ月

## (2 級建築士) .....

### 2 級建築士学科本科 通学

給付金指定番号	1320134-1310022-0
対象	2 級建築士学科試験の受験資格がある方
学習期間	約6カ月

### 2 級建築士学科本科 Web 通信

給付金指定番号	1320134-2220022-0
対象	2 級建築士学科試験の受験資格がある方
学習期間	約7ヶ月

### 2 級建築士設計製図本科 通学

給付金指定番号	1320134-1220022-0
対象	2 級建築士設計製図試験の受験資格がある方
学習期間	約2カ月

### 2 級建築士設計製図パーフェクト本科 通学

給付金指定番号	1320134-1720022-0
対象	2 級建築士設計製図試験の受験資格がある方
学習期間	約7カ月

## (宅地建物取引士) .....

### 宅地建物取引士本科 通学

給付金指定番号	1320134-1220032-3
対象	受験資格はありません
学習期間	約5カ月

### 宅地建物取引士本科 Web 通信

給付金指定番号	1320134-2220032-3
対象	受験資格はありません
学習期間	約6ヶ月

### 宅地建物取引士短期集中 通学

給付金指定番号	1320134-1320052-9
対象	受験資格はありません
学習期間	約4カ月

### 宅建通信合格 通信

給付金指定番号	1320134-1610022-0
対象	受験資格はありません
学習期間	約6カ月

### 宅地建物取引士重点 Web 通信

給付金指定番号	1320134-1610032-3
対象	受験資格はありません
学習期間	約8カ月

## (1 級建築施工管理技士) .....

### 1 級建築施工管理技士一次 通学

給付金指定番号	1320134-1310032-3
対象	1 級建築施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約4カ月

### 1 級建築施工管理技士一次 Web 通信

給付金指定番号	1320134-2320012-8
対象	1 級建築施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約4カ月

### 1 級建築施工管理技士二次本科速修 通学

給付金指定番号	1320134-1720032-3
対象	1 級建築施工管理技士 第二次検定の受験資格がある方
学習期間	約4カ月

## (2 級建築施工管理技士) .....

### 2 級建築施工管理技士一次・二次 通学

給付金指定番号	1320134-1510012-8
対象	2 級建築施工管理技士 第一次・第二次検定の受験資格がある方
学習期間	約3カ月

### 2 級建築施工管理技士一次・二次Web 通信

給付金指定番号	1320134-2210032-3
対象	2 級建築施工管理技士 第一次・第二次検定の受験資格がある方
学習期間	約4ヶ月

## (1 級土木施工管理技士) .....

### 1 級土木施工管理技士一次 通学

給付金指定番号	1320134-1420012-8
対象	1 級土木施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約4カ月

### 1 級土木施工管理技士一次 Web 通信

給付金指定番号	1320134-1810012-8
対象	1 級土木施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約4カ月

### 1 級土木施工管理技士二次本科 Web 通信

給付金指定番号	1320134-1620052-9
対象	1 級土木施工管理技士 第二次検定の受験資格がある方
学習期間	約3カ月

## (2 級土木施工管理技士) .....

### 2 級土木施工管理技士一次・二次 通学

給付金指定番号	1320134-1510022-0
対象	2 級土木施工管理技士 第一次・第二次検定の受験資格がある方
学習期間	約4カ月

### 2 級土木施工管理技士一次・二次Web 通信

給付金指定番号	1320134-2210022-0
対象	2 級土木施工管理技士 第一次・第二次検定の受験資格がある方
学習期間	約4ヶ月

## (1 級管工事施工管理技士) .....

### 1 級管工事施工管理技士一次 通学

給付金指定番号	1320134-1520032-3
対象	1 級管工事施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約3カ月

### 1 級管工事施工管理技士一次Web 通信

給付金指定番号	1320134-2210012-8
対象	1 級管工事施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約4ヶ月

## (1 級造園施工管理技士) .....

### 1 級造園施工管理技士一次 Web 通信

給付金指定番号	1320134-2320022-0
対象	1 級造園施工管理技士 第一次検定の受験資格がある方
学習期間	約3ヶ月

## (インテリアコーディネーター) .....

### HIPS インテリアコーディネーター 1次本科 Web 通信

給付金指定番号	1320134-2020012-8
対象	受験資格はありません
学習期間	約12カ月

## (土地家屋調査士) .....

### 土地家屋調査士本科 通学

給付金指定番号	1320134-1620042-6
対象	受験資格はありません
学習期間	約9カ月

## (2 級FP/AFP) .....

### 2 級FP/AFPフルバック 通学

給付金指定番号	1320134-1610012-8
対象	認定講習修了者もしくは受験資格のある方
学習期間	約6カ月

## (介護福祉士) .....

### 介護福祉士 実務者研修(無資格者) 通信

給付金指定番号	1320134-1820012-8
対象	受験資格はありません
学習期間	約6カ月

### 介護福祉士 実務者研修(ホームヘルパー2級修了者) 通信

給付金指定番号	1320134-1820022-0
対象	ホームヘルパー2級修了者
学習期間	約6カ月

### 介護福祉士 実務者研修(初任者研修修了者) 通信

給付金指定番号	1320134-1820032-3
対象	初任者研修修了者
学習期間	約6カ月

※対象講座の内容等についてはパンフレットをご確認下さい。  
 ※当学院では通学講座の修了基準として、修了日までに出席率70%以上並びに修了試験において正答率55%以上を規定としています。  
 (通信講座においては修了基準が異なります。)修了基準については5ページを参照して下さい。  
 ※修了試験は、講習修了の直前期に実施されます。尚、詳しい日程については最新の日程表をご確認下さい。

# よくある質問 Q&A

教育訓練給付制度をご利用いただく上で、重要な内容をQ&A形式で掲載しております。必ずご確認ください。

## 制度について

**Q** どの教育機関、学校でも利用できますか？

**A** どの施設でも利用できる訳ではありません。厚生労働大臣の指定する教育訓練を開講している教育機関のみでご利用できます。

**Q** この制度は一人あたり何講座まで利用できるのでしょうか？

**A** 3年に1講座です。  
(初回に限り一般被保険者期間1年以上)  
この制度は、3年に1講座に限りご利用いただける制度です。一度ご利用になるとその時の受講開始日以前の一般被保険者であった期間は、次にこの制度を利用する時には通算されません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと、新たな資格が得られないこととなります。また、前回の教育訓練給付金支給決定日より3年以上経過していることが必要となります。ただし、この制度を初めて利用する方に限り、一般被保険者期間が1年以上あれば支給対象となります。なお、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。

**Q** 現在、失業保険の給付中です。教育訓練給付制度の支給要件は満たしていますが、教育訓練給付制度は利用できますか？

**A** ご利用できます。  
教育訓練給付制度の支給要件を満たしていれば、失業給付の支給を受けていても利用できます(支給要件が不明な方はハローワークにてご照会ください)。

## 対象となる金額について

**Q** 受講料を割引金額で申し込んだ場合は給付の支給対象になりますか？

**A** 割引特典で割引かれた金額分については給付対象ではありません。

**Q** 教育訓練給付制度の指定講座を申込みました。その他関連する講座も申込みたいと思いますが、関連する講座でも給付を受けられますか？

**A** 受けることはできません。  
教育訓練給付金は、厚生労働大臣に指定された講座のみに支給されますので、指定講座の他に別の講座を申込みても、別の講座について給付金は受けられません。また、指定講座を複数申込み、いずれも修了基準を満たしたとしても、最終的に給付を受けられるのは1講座のみとなります。

**Q** 受講料を会社が補助した場合は支給対象にならないのでしょうか？

**A** 自己負担額が対象です。  
支給の対象となる経費は、受講される方自らの名においてお支払いになった費用を言い、会社等から支払われた費用は対象となりません。よって、受講者本人と会社等がそれぞれの名義で分担・区分して受講料をお支払いの場合、そのうち受講者本人が負担した額のみが経費とみなされます。

## 受講にあたって

**Q** 受講開始後の教育訓練給付制度申請申込みは認められないのでしょうか？

**A** 講座受講の申込みから2週間以内です。  
給付制度申請申込者の出席・成績管理を行う関係上、日建学院では講座をお申込みいただいてから2週間以内に給付制度の利用申請申込みをして頂くをお願いしております。

# 日建学院教育訓練給付金対象校一覧

対象校は下記の通りです。下記一覧にない場合は教育訓練給付制度の対象校ではありませんのでご利用の際はご確認下さい。

校名	住所	TEL
札幌校	〒060-0032 北海道札幌市中央区北二条東4丁目1-2 サッポロファクトリー三条館4F	011-251-6010
苫小牧校	〒053-0022 北海道苫小牧市表町2-1-14 王子不動産第3ビル4F	0144-35-9400
旭川校	〒070-0031 北海道旭川市一条10丁目103-85 AJビル5F	0166-22-0201
青森校	〒030-0803 青森県青森市安方1-3-3 カイマビル2F	017-774-5001
八戸校	〒039-1102 青森県八戸市一番町3-3-3 オフィス一番町ビル	0178-70-7500
弘前校	〒036-8091 青森県弘前市高崎2-13-6 弘南建設ビル3F	0172-29-2561
盛岡校	〒020-0051 岩手県盛岡市下太田下川原12-1	019-659-3900
水沢校	〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河橋枕3-1	0197-22-4551
仙台校	〒980-6007 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 7F	022-267-5001
秋田校	〒010-0001 秋田県秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館2F	018-801-7070
山形校	〒990-2214 山形県山形市青柳字柳田55-3 シャープ事務機ビル1F	023-622-5100
酒田校	〒998-0828 山形県酒田市あきほ町654-8	0234-26-3351
郡山校	〒963-8812 福島県郡山市松木町2-88 イオンタウン郡山E棟2F	024-941-1111
新潟校	〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口1-21-1 新潟日建工科専門学校6F	025-245-5001
長岡校	〒940-2108 新潟県長岡市千秋2-2788-1 千秋が原ビル2F	0258-25-8001
上越校	〒943-0805 新潟県上越市木田2-1-1 上越セントラルビル7F	025-525-4885
長野校	〒381-0043 長野県長野市吉田5-26-6 日建ビル1F	026-244-4333
松本校	〒399-0033 長野県松本市大字笹賀5652-24 サンカレッジまつもと1F	0263-41-0044
富山校	〒930-0857 富山県富山市奥田新町8-1 ゴルフアートとやま5F	076-433-2002
金沢校	〒921-8043 石川県金沢市西泉4-11 ラパーク金沢2F	076-280-6001
福井校	〒910-0006 福井県福井市中央3-1-5 三谷中央ビル4F	0776-21-5001
水戸校	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-27 IPICビル3F	029-305-5433
つくば校	〒305-0008 茨城県つくば市流星台33-1	029-863-5015
宇都宮校	〒321-0953 栃木県宇都宮市東郷郷3-6-8	028-637-5001
小山校	〒323-0829 栃木県小山市東城南2-2-22	0285-31-4331
群馬校	〒370-0846 群馬県高崎市下和田町5-3-8 メディアメカ高崎1F	027-330-2611
太田校	〒373-0851 群馬県太田市飯田町1053 グランディ太田ビル6F	0276-58-2570
熊谷校	〒360-0042 埼玉県熊谷市本町2-34-2 LB熊谷ビル2階A号室	048-525-1806
大宮校	〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-23 イーストゲート大宮ビルA館3F	048-648-5555
川口校	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-4-12 イーストゲートタワー川口2F	048-499-5001
南越谷校	〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷1-15-1 南越谷ラクーン5F	048-986-2700
川越校	〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町15-13 東上パールビルディング6F	049-243-3611
所沢校	〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台3-1-1 角三上ビル3F	04-2991-3759
朝霧台校	〒351-0033 埼玉県朝霞市浜崎1-2-8 アゴラ20ビル5F	048-470-5501
新松戸校	〒270-0034 千葉県松戸市新松戸1-374-1 政和ビル3F	047-348-6111
柏校	〒277-0005 千葉県柏市柏2-6-17 染谷エステートビル2F	04-7165-1929
千葉校	〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-2-10	043-244-0121
木更津校	〒292-0044 千葉県木更津市太田1-11-21 エスケールビル2F	0438-80-7766
船橋校	〒273-0005 千葉県船橋市本町1-26-2 船橋SFビル1F	047-422-7501
浦安校	〒272-0144 千葉県市川市新井3-4-3 南行徳K2ビル4F	047-397-6780
成田校	〒286-0045 千葉県成田市並木町221-16	0476-22-8011
池袋校	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-16 ヒューリック池袋駅前ビル5F	03-3971-1101
新宿校	〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-4 新宿喜楓ビル2F	03-6894-5800
吉祥寺校	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町2-5-10 いちご吉祥寺ビル4F	0422-28-5001
上野校	〒113-0034 東京都文京区湯島3-39-10 上野THビル2F	03-5818-0731
北千住校	〒120-0026 東京都足立区千住旭町11-2 学園通り田仁ハイツ2F	03-6850-0120
新橋校	〒105-0004 東京都港区新橋1-13-12 堤ビルディング9F	03-6858-4650
立川校	〒190-0022 東京都立川市錦町1-1-23 東京都酒造会館ビル3F	042-527-3291
町田校	〒194-0013 東京都町田市原町田4-2-10 宝永堂ファイブビル7F	042-728-6411
八王子校	〒192-0904 東京都八王子市市安町4-15-14パーティオ2F	042-628-7101
武蔵小杉校	〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町1-403 小杉ビルディング新館3階	044-733-2323
横浜校	〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町2-6 横浜プラザビル4F	045-440-1250
厚木校	〒243-0018 神奈川県厚木市中町3-6-13 神奈中厚木第一ビル3F	046-224-5001
藤沢校	〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢496 藤沢森井ビル5F	0466-29-6470
山梨校	〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬782	055-263-5100

校名	住所	TEL
岐阜校	〒500-8891 岐阜県岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階	058-216-5300
沼津校	〒410-0801 静岡県沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル7F	055-954-3100
富士校	〒416-0915 静岡県富士市富士町12-20	0545-66-0951
静岡校	〒422-8061 静岡県静岡市駿河区森下町4-30 メンテックビル6F	054-654-5091
浜松校	〒430-0936 静岡県浜松市中区大工町125 セキスイハイム鶴江小路ビルディング1F	053-546-1077
名古屋校	〒453-0014 愛知県名古屋市中村区則武1-6-3 ヘルヴェアオフィス名古屋4F	052-856-0631
岡崎校	〒444-2136 愛知県岡崎市上里2-4-10	0564-28-3811
豊橋校	〒440-0881 愛知県豊橋市広小路1-1 三井タチバナビル2階A	0532-57-5113
北愛知校	〒485-0036 愛知県小牧市下小針天神3-4-5	0568-75-2789
津校	〒514-0034 三重県津市南丸之内8-61	059-291-6030
四日市校	〒510-0885 三重県四日市市日永三丁目2-30	059-349-0005
滋賀校	〒525-0027 滋賀県草津市野村1-19-5 A 山野村ビルII 2階	077-561-4351
京都校	〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル7F	075-221-5911
福知山校	〒620-0066 京都府福知山市荒川小字芦田和12-35 GOTO BASE BLDG 2F	0773-23-9121
梅田校	〒530-0014 大阪府大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー3F	06-6377-1055
枚方校	〒573-0032 大阪府枚方市岡東町5-32 日本生命枚方ビル2F	072-843-1250
なんば校	〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル13階	06-4708-0445
堺校	〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町2丁3-20 三共堺東ビル9階	072-228-6728
岸和田校	〒596-0825 大阪府岸和田市土生町3-15-22 サバービア岸和田3F	072-436-1510
神戸校	〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通2-2-10 one knot trades BLD 6F	078-230-8331
姫路校	〒670-0012 兵庫県姫路市本町68-290 イーグレひめじ2階	079-281-5001
橿原校	〒634-0063 奈良県橿原市久米町663 トミー橿原ビル2F	0744-28-5600
奈良校	〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町2-10-16 こやビル2F	0742-34-8771
和歌山校	〒640-8341 和歌山県和歌山市黒田39 黒田ビル3F	073-473-5551
田辺校	〒646-0061 和歌山県田辺市上の山1-9-10 南和総業ビル2F	0739-22-6665
鳥取校	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町116 田中ビル2号館6F	0857-27-1987
米子校	〒683-0812 鳥取県米子市角盤町2-55 コモド・ワンビル1F	0859-33-7519
松江校	〒690-0003 島根県松江市朝日町498 松江センタービル4F	0852-27-3618
岡山校	〒700-0913 岡山県岡山市北区大供3-1-18 KSB会館5F	086-223-8860
倉敷校	〒710-0826 岡山県倉敷市老松町2-7-2 太陽生命倉敷ビル5F	086-435-0150
福山校	〒720-0064 広島県福山市延広町8-21 フコク生命ビル8F	084-926-0570
山口校	〒754-0028 山口県山口市小郡給領町2-19	083-972-5001
徳山校	〒745-0073 山口県周南市代々木通り2-3 代々木公園前ビル2F	0834-31-4339
徳島校	〒770-0865 徳島県徳島市南末広町1-16	088-622-5110
高松校	〒760-0080 香川県高松市木太町8区1357-1	087-869-4661
松山校	〒790-0065 愛媛県松山市宮西1-4-43 大智ビル2F	089-924-6777
西条校	〒793-0030 愛媛県西条市大町771-1 エクストールイン西条駅前2F	0897-55-6770
高知校	〒780-0053 高知県高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル7階	088-821-6165
北九州校	〒802-0081 福岡県北九州市小倉北区紺屋町9-1 明治安田生命小倉ビル3F	093-512-7100
天神校	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-13-7 福岡平和ビル6F	092-762-3170
博多校	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-2-1 サイマックス博多駅前ビル4F	092-233-1156
久留米校	〒830-0035 福岡県久留米市東和町6-9 フジホーム久留米ビル3F	0942-33-9164
佐賀校	〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝120-1	0952-31-5001
長崎校	〒850-0876 長崎県長崎市賑町7-12 第6森谷ビル1F	095-820-5100
佐世保校	〒857-0872 長崎県佐世保市上京町4-4 永田ビル2F	0956-88-2060
熊本校	〒861-8010 熊本県熊本市東区上南部2-2-2 ゆめタウンサンビアン2F	096-241-8880
大分校	〒870-0844 大分県大分市古国府6丁目3番27号	097-546-0521
中津校	〒871-0058 大分県中津市豊田町3-9-7 いずみやビル2F	0979-25-0002
宮崎校	〒880-0925 宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24	0985-50-0034
延岡校	〒882-0866 宮崎県延岡市平原町4-1509-4	0982-34-7183
都城校	〒885-0092 宮崎県都城城南横町3511-1	0986-88-4001
鹿児島校	〒892-0825 鹿児島県鹿児島市大黒町1-3 プラザ鹿児島ビル7F	099-808-2500
沖繩校	〒900-0003 沖縄県那覇市安謝2-3-7 トワ・プランビル1F	098-861-6006
うるま校	〒904-2244 沖縄県うるま市江洲507 うるまシティプラザ1階	098-916-7430
名護校	〒905-0005 沖縄県名護市為又1219-164 北部建設会館2F	0980-50-9115

日建学院 コールセンター  0120-243-229

株式会社建築資料研究社 東京都豊島区池袋2-50-1 受付/AM10:00~PM5:00(土・日・祝日は除きます)

この利用ガイドの内容は、発行日現在のもので、事前の予告なしに変更する場合があります。予めご了承ください。発行日：2024年4月1日

最寄り校

印刷コード：240412mt-mt240178nk